

第3回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成20年11月26日(水) 午前9時～午前10時15分

2 場 所 石巻地方広域水道企業団 302会議室

3 出席者 委員15名中13名出席(内代理出席1名)

1号委員 浅野亨 高橋長一郎 須田輝夫 伊藤正博

2号委員 青山久栄 庄司慈明 千田直人 高橋栄一

3号委員 曾根幹夫(小野寺一光 代理) 島田昭一
古藤野靖 兼子佳恵 小野寺むつ子

事 務 局 三浦石巻市副市長 遠山建設部長 桜田建設部次長
阿部下水道建設課長 大澤技術課長補佐 後藤技術主幹 佐藤技術主査
佐々木水産物地方卸売市場管理事務所長 梶原主幹
佐々木都市計画課長 今野課長補佐 近江技術課長補佐
齋藤技術主幹 相原主査 高橋主任主事 菊池主任技師

4 審議会内容

諮問及び審議については、次のとおりです。

司 会：ただ今から、任期途中で変わられました委員の皆様へ委嘱状の交付をいたします。

本日は市長が所用のため出席しておりませんので、副市長の三浦より交付いたします。

それではお名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場にご起立をお願いします。

高橋長一郎 殿 青山久栄 殿 庄司慈明 殿 高橋栄一 殿

曾根幹夫 殿 島田昭一 殿

皆様には残りの任期につきまして、よろしくごお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第3回石巻市都市計画審議会を開会いたします。はじめに、副市長より、あいさつ申し上げます。

副市長：第3回石巻市都市計画審議会の開催に当たり、市長に代わりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用中のところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市は、将来の目指すべきまちの姿を掲げた「石巻市総合計画」に基づき、笑顔と自然あふれる元気なまちを目指して、鋭意努力しているところであります。

また、都市計画につきましては、都市の健全な発展のため、都市計画区域を設定し、秩序ある都市づくりを推進しているところでございます。

さて、この都市計画につきましては、行政だけで判断するのではなく、学識経験者や関係行政庁の職員、市民等で構成される審議会で調査審議を行なって決定することになっております。

したがいまして、都市計画行政を進める上で都市計画審議会の役割は、非常に重要なものとなっておりますことから、委員の皆様におかれましては、さまざまな専門分野での視点、あるいは市民としての視点から、忌憚のない御意見、御所見を賜りますようお願いいたします。

また本日は、石巻市の都市計画に関する基本的な方針を示す「石巻市都市計画マスタープラン中間案」について諮問し、内容の説明をさせていただくとともに、都市計画の変更に関します4件の議案を御提案申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

司 会：次に、本日の審議会の成立について御報告申し上げます。

石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないことになっております。

本日は15名中13名の方に御出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、諮問に入らせていただきます。

本日は、「石巻市都市計画マスタープラン中間案」を市長より諮問し、議事終了後に内容のご説明をさせていただき、後日、御意見等をいただきながら案に反映させ、来年2月

頃に開催を予定している第4回の審議会で答申をいただきたいと考えております。
それでは、三浦副市長より浅野会長へ諮問させていただきます。

(諮問書の手渡し)

ここで副市長は、退席させていただきますのでご了承願います。※ 副市長退席
それでは、議事に入らせていただきます。

石巻市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、浅野会長に議事の進行をお願いいたします。

議長：それでは早速、議事に入らせていただきます。

まずはじめに、議案書の1ページ、第1号議案「石巻広域都市計画下水道の変更について」説明をお願いします。

事務局：それでは、第1号議案 石巻広域都市計画下水道の変更について、ご説明申し上げます。

まず、議案書の構成について、ご説明申し上げます。

1ページは、今回変更いたします「4. その他の施設」について記載しております。

2ページ、3ページは変更に関する、参考資料を添付しております。

次に、4ページには、追加する施設の位置図を、5ページには、平面図を添付しておりますので、併せてご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

今回の変更は、石巻広域都市計画石巻市流域関連公共下水道「4. その他の施設」に、雨水の排除を目的とした、蛇田排水ポンプ場を追加するものでございます。

その位置は、石巻市蛇田字新谷地前及び門脇字二番谷地地内で、面積約3,400平方メートルでございます。

次に、2ページをご覧ください。

2ページには「参考1」として、今回の変更を含めた都市計画決定全体の内容を記載しております。

石巻市流域関連公共下水道は、北上川下流流域下水道の流域関連公共下水道として、平成3年度に事業に着手している事業でございます。

汚水の区域として、石巻地区と河南地区を合わせた約2,004ヘクタール、雨水の区域として、石巻地区の約1,670ヘクタールが計画決定されております。

その他の施設としては、雨水の排除を目的とした、4箇所の排水ポンプ場が計画決定されておりますが、今回追加する蛇田排水ポンプ場は、5つ目の施設として追加するものでございます。

追加する、蛇田排水ポンプ場の位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。

4ページは、雨水についての位置図でございますが、追加する施設は北北上運河沿いの赤色で表示している箇所でございます。

次に5ページをご覧ください。

5ページの平面図には、追加する、蛇田排水ポンプ場の区域を赤色で表示しております。

当該地は、JR仙石線蛇田駅の南西側、直線距離で約250メートルに位置し、国道4

5号に面した「民有地」及び「道・水路敷」の約3,400平方メートルでございます。
以上の追加変更についての理由をご説明いたします。

当該地周辺は、これまで農業用排水機場により北北上運河へ雨水排水を行ってまいりましたが、周辺地区の都市化の進展による排水能力不足や施設の老朽化などにより、大雨時の浸水被害が著しくなったため、早急な浸水対策が必要となったことから、下水道事業計画の見直しに基づき、効率的な下水道整備と浸水被害解消のため、新たに蛇田排水ポンプ場を追加変更するものでございます。

なお、平成20年11月7日から11月21日まで行った、変更案の縦覧の結果、縦覧者は1名で、意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長：ただ今、第1号議案について、事務局より説明がありましたが、御質問等ございませんか。

委員：「なし」の声あり

議長：それでは、第1号議案「石巻広域都市計画下水道の変更について」お諮りいたします。
原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員：「異議なし」の声あり

議長：御異議なしと認めます。

本案については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案書の6ページ、第2号議案「石巻広域都市計画市場の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、第2号議案 石巻広域都市計画市場の変更について、ご説明申し上げます。

まず、議案書の6ページ・7ページは、今回変更いたします都市計画市場の名称・理由及び変更する区域の計画書でございます。

次に、8ページは位置図で、9ページは平面図であります。

それでは、6ページに戻っていただきまして、変更の理由を申し上げます。

近年、安定的な漁業経営の確立と魚介類の供給及び消費者に対する食の安全・安心が求められており、石巻魚市場に水揚げされる魚介類の迅速な処理と衛生管理型市場として充実を図る必要があります。

このことから、衛生管理の高度化市場として、整備を行うとともに、石巻魚市場の主要魚種であります海外旋網船（カツオ・マグロ船）の漁船誘致を推し進めていくため、自動選別機（通称：魚体選別機）を増設し、冷凍カツオ類を迅速に荷捌きする必要があります。

従いまして、現在の水揚げ棟が狭くなることから、増設を計画しているところでありま

す。

議案書9ページの平面図をご覧ください。

「水揚棟増設」と表示していますが、「黒の点線部分」が、今回、増設を予定している箇所でございます。

ご覧のように、石巻広域都市計画におきまして、増設区域の一部「赤の濃い部分」が市場として指定施設区域以外となっていることから、市場増設に必要な1,200平方メートルを追加し、全体面積を55,600平方メートルに変更しようとするものであります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長：ただ今、第2号議案について、事務局より説明がありましたが、御質問等ございませんか。

青山委員：魚体選別機の敷設ということだが、近隣の市場ではどのような状況になっているのか伺いたい。

事務局：石巻の現在の魚体選別機については、既設として平成6年度に増設しました魚体選別機1機がございます。

海外旋網船が非常に多く入港しており、1機だけでは不足しているという状況になっております。

それから、近くには女川市場がありまして、女川市場の方でも1機、今年度予算で増設しているような状況であります。

専門の冷凍カツオ、マグロ専用の選別機であります。

青山委員：気仙沼とか塩釜とかの状況はいかがですか。

事務局：塩釜、気仙沼については生用の選別機でして、これは冷凍専用ですので、塩釜、気仙沼にはないと伺っております。

青山委員：1機増設すると、どれくらいの魚自体が今までの取り扱いと比べて何%増になるとか、そういった大まかな目安というのは今回どうでしょうか。

事務局：大体、入港船、冷凍旋網船だと1回に4,000t、えーと4,000万円ですね。大体、入港した時の水揚げ金額が4,000万円ほどなっております。それを3回から4回、年、増設する、入港するような状況になります。

青山委員：その魚体選別機そのものの漁船に対するアピール度というのは、相当あるんだとお考えなのでしょうか。

事務局：かなり省力化なるし、それから時間的な処理が迅速にできるものですから、業界の方からの要望もかなり強くありまして、今後の石巻の魚市場としては非常に大切なものになります。

議長：その他に御質問、御意見ありましたらお願いします。

議長：それでは、第2号議案「石巻広域都市計画市場の変更について」お諮りいたします。
原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員：「異議なし」の声あり

議長：御異議なしと認めます。

本案については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案書の10ページ、第3号議案「石巻広域都市計画地区計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、第3号議案 石巻市広域都市計画地区計画の変更について、ご説明申し上げます。

地区計画は、住民の身近な地区を単位として、道路・公園などの配置や建築物の建て方などについて、地区の特徴に応じて、きめ細かなルールを定めたものでございます。

石巻広域都市計画では、本大橋地区をはじめ、南境業務拠点地区・南境地区・渡波北部地区・蛇田中央地区・蛇田北部地区・蛇田西部地区の7か所が指定されております。

今回ご提案申しあげます大橋地区計画は、平成5年6月に、本市で初めて定めた地区計画となっております。

それでは、議案書の構成について、ご説明申し上げます。

まず10ページは、都市計画大橋地区計画の名称・位置・面積・区域の整備、開発及び保全の方針でございます。

次の11ページは、今回変更する地区区分、地区整備計画における建築物等の制限に関する事項、それと変更理由でございます。

次の12ページ以降は変更内容の参考資料となり、16ページは位置図、17ページは平面図となっております。

続きまして、内容についてご説明申し上げます。

はじめに、16ページをご覧ください。位置であります、赤色の斜線で囲んでおりますところが大橋地区計画の区域であります。

次に、17ページをご覧ください。大橋地区計画の区域のうち、ピンク色に着色した商業・業務地区が今回の変更の対象となります。

それでは11ページに戻っていただきまして、変更の理由をご説明申し上げます。

本地区は、石巻市の業務の拠点として、行政、商業、業務、住宅等の適正な配置を推進し、長期に良好な市街地の環境形成を目指しております。しかしながら、先に決定した、

行政地区への市役所本庁舎の移転の中止は、まちづくりの方針を変えるものではないものの、地区の土地利用に対して大きな影響を与える状況となりました。特に、商業・業務機能については、建設が予定されていた市役所本庁舎を核として、市役所大通り線周辺に配置することとしておりましたが、想定しておりました集客規模や購買規模が大きく変化することとなり、商業・業務機能に特化した土地利用が困難となったところでございます。

また、コンパクトなまちづくりの実現に向けて、住居系も許容するよう土地利用計画の一部を見直すものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明いたします。14ページをお開きください。

まず用途の制限としましては、建築してはならないとされておりました、①の市役所大通り線に面する敷地の建築物に限るとして、1階を住宅、共同住宅に供するものについて、今回、削除し、許容することといたすものでございます。また、それに合わせて、敷地面積の最低限度も隣接地区同様、500㎡から250㎡にするものであります。

具体的な区域につきましては、15ページをご覧ください。

黒色の斜線で囲まれた敷地が用途制限の変更対象となり、また、黒色の太枠で囲まれた敷地が、敷地面積の最低限度の変更対象となっております。

以上の変更によりまして、大橋地区計画の地区整備計画につきましては、12ページから13ページのようになります。

なお、平成20年9月24日から10月7日まで行った、石巻市地区計画等の案の作成手続に関する条例の規定による原案縦覧、及び、平成20年10月15日に実施いたしました住民説明会、さらには、平成20年10月30日から11月13日まで行った、都市計画法の規定による案の縦覧の結果につきましては、意見書の提出はございませんでした。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長：ただ今、第3号議案について、事務局より説明がありましたが、御質問等ございませんか。

委員：「なし」の声あり

議長：それでは、第3号議案「石巻広域都市計画地区計画の変更について」お諮りいたします。原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員：「異議なし」の声あり

議長：御異議なしと認めます。

本案については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案書の18ページ、第4号議案「石巻広域都市計画道路の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、第4号議案 石巻広域都市計画道路の変更について、ご説明申し上げます。
都市計画道路「市役所大通り線」は、大橋土地区画整理事業に伴い、平成3年7月に計画決定された、地区計画で定めた地区目標に基づいた路線でございます。
それでは、議案書の構成について、ご説明申し上げます。
まず18ページは、今回変更いたします都市計画道路の名称及び理由についての計画書でございます。
19ページは位置図で、20ページは平面図となっております。
続きまして、内容についてご説明申し上げます。
まず、19ページをご覧ください。位置でありますが、第3号議案でご説明いたしました大橋地区に位置しております。
次に20ページをご覧ください。河南川尻線から大橋線を結ぶ、幅25m、延長250mの都市計画道路でございます。
それでは、18ページに戻っていただきまして変更の理由をご説明申し上げます。
路線終点部分に計画しておりました市役所本庁舎の移転が中止となりましたことから、都市計画道路の路線名を変更するものでございます。
名称につきましては、「市役所大通り線」から「大橋中央線」に変更するものでございます。
なお、本案件は、都市計画法施行令第15条に規定する縦覧手続きを要しない軽易な変更の案件でございます。
それでは、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長：ただ今、第4号議案について、事務局より説明がありましたが、御質問等ございませんか。

委員：「なし」の声あり

議長：それでは、第4号議案「石巻広域都市計画道路の変更について」お諮りいたします。
原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員：「異議なし」の声あり

議長：御異議なしと認めます。

本案については、原案のとおり承認されました。

以上で、議事に掲げた議題は終了したわけですが、本日、諮問のありました「石巻市都市計画マスタープラン中間案」について事務局より説明をお願いします。

事務局：事務局よりパワーポイントにより説明

議長：中間案の大まかな説明をしていただきましたが、これからのスケジュールとしては意見書を集めて、12月にその意見を反映させるという考え方でよろしいですか。

これ以外の意見の発表の方法はないんですか。

それから一般の市民の人たちからの意見の集め方ということも、どんなふうに考えたらいいのか説明してください。

なぜ、そんなことを聞くかという、実は私の個人的な意見なんです、新聞等ですね、今、中心市街地活性化の基本計画に重大な支障が出てるといふふうに報道されている案件について詳しくわからないものですから、その辺についても、もし説明していただければ、こうゆうことで中心市街地の基本計画に重大な支障が出ているということ、時間があるようなんでも説明していただくと大変ありがたいんですけど。

事務局：一般の市民の方々に対しては、説明会、それからパブリックコメントを実施しております、それらの方は1件だけ出ております。

それに関しては、ホームページを通じまして回答の方はしております。

今回の別紙の中間案につきましては、御感想とか御意見をいただきたいということでお願いしております。

意見をいただきましたら、これらを中間案の方に盛り込みまして、再度修正いたしまして提案したいと思います。

議長：ということで、この中間案についての意見書が非常に大切だということで、委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1つの質問。

この頃、新聞に出てる蛇田地区の問題というのは何なのか参考までに教えといていただけますか。

事務局：特別用途地区ということで、規制をかけるということで説明会をいたしまして、説明会を蛇田地区、渡波地区、2カ所やっております。あと全体のもので3カ所でやっております、その説明会の場でですね、規制をかけることに対してはやめていただきたいという反対意見がございまして、そうゆう方向で今、考えているところでございます。

議長：規制をかけるのをしないということで考えていますか。

事務局：規制をかけるのをやめていただきたいという地元住民の方々の意見が出ているところでございます。

議長：今日は、そのやりとりする場じゃないから、なんです、準工業地帯を商業地区に変えたいという意向なんです。

あ、すいません。予備知識ないと次こまりますんで。

事務局：まちづくり特別委員会に私も出席させていただきまして、その経過について述べさせていただきますので、私の方から答えさせていただきますと思います。

今、都市計画課長が申し上げましたように、蛇田地区、渡波地区、あと市内全体の説明会ということで文化センターで説明会を開催いたしましたところ、蛇田地区、渡波地区、文化センター3会場とも、準工業地域の大規模集客施設の規制については反対であると意見がございました。

賛成の方の意見というのは、そうゆう説明会ではないかと思うんですけども、3会場で規制については反対であると、反対の方は蛇田地区に立地している大規模商業施設の方、大規模商業施設が立地している区画整理組合の方が主でございました。

基本計画の策定と同時に都市計画の規制を、準工業地域での大規模集客施設の規制をしようという段取りで共同歩調で進んでまいりましたけれども、そうゆう反対意見がございましたので、現在、基本計画の策定に併せて検討中、規制をするか、しないか検討中というところでございます。委員会でもご説明しましたとおり、まだ、その方針については決定しておりません。検討中でございます。

議長：検討中という話を聞いて安心しましたけれども、ぜひ中心市街地の基本計画を作っている進行形の中です、その計画自身がストップするような変更は、私の個人的な立場からしても、公の立場からしても、しないようにしていただきたいなという意見を申し上げますので、よろしく願いいたします。

せっかく時間がありますから、(庄司議員挙手) 庄司委員お願いします。

庄司委員：ただいまのに関連してですが、新聞報道によりますと、この審議会の方で承認がないと規制をかけることもできないというようになっておりますが、今日はその話し合いではないとしても、この審議会の、このマスタープランの進行と、この審議会の承認というものの関係性について、私、不十分な理解ですので教えていただきたいと思っております。

事務局：1つの方法として蛇田西部地区が今、準工業地域でございますけれども、現況を鑑みて広域商業地域という位置付けをマスタープランでしておりますので、実態に合わせて商業系の用途地域に変更して規制をかけないというのが1つの方法としてあるわけです。

で、その場合は、なぜ、その用途地域を変更するかという理由、と言いますか、目的と言いますか、それが大事になってくると思うんですが、マスタープランで広域商業地域であるという位置付けをしたので用途地域の変更をするんだ、という方針のもとに進んだ場合は、マスタープランが完成する今年度末以降に、その用途地域の変更の作業、事務手続きを進めていきたいと、1つの方法として。これは決定ではございませんが、そうゆうお話をさせていただきました。

庄司委員：確認ですが、要するに準工業地帯である蛇田地区に、その規制をかけることが中心市街地活性化基本計画が国の承認を受ける必要条件だということで、したがって、それをかけなければ基本計画が成立することなく、かければ蛇田の方々の意向にそわなくなる

という意味で、二者択一というか、あちらが立てば、こちらが立たず、こちらが立てば、あちらが立たずという状況ですよねということの確認と、その作業の中で、この審議会がどのような、あるいは、この基本マスターがどのような位置付けにあるのか、今一度だけ、その2点について教えてください。

事務局：二者択一という表現では、おっしゃるとおりだと思います。

それと都市計画マスタープランと今回の中心市街地活性化基本計画とは、特にリンクして考えていただかなくて結構だと思います。

都市計画マスタープラン上は、あくまでも蛇田西部地区は広域商業核と、現況がそうなっておりますので、マスタープランではそう位置付けざるを得ない状況にあるということは皆さんどなたも御理解いただけるとと思いますので、委員の皆様も、あの辺に買い物に1回も行ったことはないという方はおそらくいらっしゃらないと思いますので、御理解願いたいと、広域商業地域という都市計画マスタープラン上の位置付けについては皆様の御理解をいただきたいと思います。

庄司委員：要するに準工業地域と指定されているのは、いわば都市計画法上の関係であって、このマスタープランの中での商業地域という位置付けは核としての、現在、いわば実際、実態としての、そういう認識は同じですよねというお話ですよね。

議長：よろしいですか。いいですね。

はい。わかりました。

それでは、次回、マスタープランをいろいろご審議いただくわけですが、今言いました準工業地帯の問題は非常に中心市街地の基本計画の必要条件、特に10,000㎡の網をかけるということが絶対必要条件なものですから、その辺のところも一つ委員の皆様も御理解していただきたいなというふうに思っております。

その他、事務局の方はいいですか。

委員の皆様もよろしいですか。

それでは以上をもちまして今回の審議を終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

司会：浅野会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第3回石巻市都市計画審議会の一切を終了させていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。